

会 議 録

令和7年度 第2回 焼津市子ども・子育て会議		日時 令和8年3月3日(火)10時00分～11時15分
		場所 焼津市役所本庁舎会議室7A
議 題	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について (3) 焼津市立大井川西幼稚園預かり保育について (4) 焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）見直しの方針について	
出席者 委員 12人	(委員氏名) 永田 恵実子 羽山 和美 村松 幹子 今村 均 鈴木 正志 落合 友矢 小林 功典 小林 愛奈 岩ヶ谷 江理 火物 雄毅 山口 純伸 大石 哲也	(所属団体名・役職等) 静岡福祉大学 子ども学科 教授 焼津市校長会 大井川東小学校 校長 焼津市保育園協会 会長 焼津市私立幼稚園協会 会長 焼津市社会福祉協議会大井川支所 所長 焼津市保育園保護者会連合会 会長 焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長 焼津市立幼稚園 PTA 会長 放課後児童クラブほしのこクラブ 保護者代表 焼津商工会議所青年部 副会長 志太地区労働者福祉協議会静岡県教職員組合志太支部 支部長 焼津公共職業安定所 所長
事務局 15人	(事務局氏名) 村松 久美 堀内 千穂 山梨 のぞみ 一ノ瀬 いずみ 吉田 恵理香 奥川 貴大 鈴木 和希 田中 りりか 青島 庸行 渥美 鑑司 尾村 哲哉 谷澤 富美子 植村 和広 荒井 健 下村 千鶴子	(所属・職名) こども未来部 部長 こども未来部 次長 兼 こども相談課長 こども未来部 子育て支援課 課長 こども未来部 子育て支援課 総務担当 主幹 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 係長 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主査 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主事 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主事 こども未来部 保育・幼稚園課 課長 こども未来部 保育・幼稚園課 主席指導主事 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 係長 学校福祉部 家庭支援課 課長 学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 係長 学校福祉部 子ども支援課 課長 学校福祉部 子ども支援課 青少年教育相談センター 所長

欠席者 3人	星野 真寿美	焼津市 PTA 連絡協議会 家庭教育委員長
	前川 菜美	静岡福祉大学 学生
	草譯 明日美	静岡福祉大学 学生

- 1 開会
- 2 焼津市こども未来部長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議事
 - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
 - (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
 - (3) 焼津市立大井川西幼稚園預かり保育について
 - (4) 焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）見直しの方針について
- 5 その他
 - (1) 焼津市立静浜幼稚園下藤分園報告について
 - (2) 豊田地域子育て支援センター名称について
- 6 閉会

【永田議長】

本日の案件は4件です。まず、議事（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定についてです。事務局、説明をお願いします。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

保育幼稚園課の尾村です。議事（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定について、ご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。「特定教育・保育施設の利用定員について」で、ございますが、1、2の部分、子ども・子育て支援法では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設の設置者、事業者からの申請に基づきまして、給付認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費として支払うということになっております。これに伴いまして、新たに市が給付の対象として、施設、事業を確認する際には、子ども・子育て会議において、意見を聴くこととされておりますので、今回、議題に上げさせていただいているものでございます。

また、3の部分ですが、定員には「認可定員」と「利用定員」がございます。「認可定員」は、教育・保育施設等の、設置の際に、認可を受けた定員になります。基本的には、「認可定員」と「利用定員」は「同じ」ということが前提になりますが、子どもの受け入れや、給付費の支給は、認可定員ではなく、利用定員に基づいて行われますので、地域の需要等を踏まえて、認可定員を超えない範囲内で、利用定員の設定を行う必要があるということでございます。

以上を踏まえまして4の部分、利用定員を設定する施設をご覧ください。
まずは、利用定員の設定を変更する地域型保育事業所です。

施設名「あいキッズランド焼津西園」、施設の位置は「焼津市塩津 201 番地の 23」。設置者名は「あいキッズランド株式会社 代表取締役 小澤澄子様」。事業の種類は「地域型保育事業」。現在の認可定員は 15 人。令和 8 年 4 月から施設の移転を予定していますが、移転に伴い施設の規模が大きくなることから、定員数の変更を予定しており、これまで利用定員 15 人だったところを、19 人に変更する予定です。施設の場所は北部区域となりますが、量の見込みに対して 0 歳児の受入確保数が不足しているため、利用定員数の増加は必要であると考えております。

続いて、来年度から市が新たに子ども・子育て支援法による給付の対象となるように申請のあった、「まどか幼稚園」と「すみれ台幼稚園」になります。施設名「まどか幼稚園」。施設の位置は「焼津市田尻北 1 2 2 3 番地の 2」。設置者名は「学校法人まどか学園 理事長 橋ヶ谷斎様」。事業の種類は「幼稚園」。認可定員は 310 人。今回ご意見を伺う「利用定員（案）は 120 人で、内訳は満 3 歳児から 5 歳児まで 120 人」、その他記載のとおりであります。

続いて、施設名「すみれ台幼稚園」。施設の位置は「焼津市すみれ台 1 丁目 25 番 1 号」。設置者名は「学校法人まどか学園 理事長 橋ヶ谷斎様」。事業の種類は「幼稚園」。認可定員は 85 人。今回、ご意見を伺う「利用定員（案）は 20 人で、内訳は 3 歳児から 5 歳児まで 20 人」、その他記載のとおりであります。

「まどか幼稚園」「すみれ台幼稚園」の園児数の推移についてですが、焼津市全体の未就学児人口は、10 年前と比べて約 25%程度減少している状況にあります。

「まどか幼稚園」については、来年度の園児数 100 人程度を予定しており、近年の園児数も 120 人を超えていないことから、利用定員（案）のとおり 120 人で確認し、利用定員を定めたいと考えております。

「すみれ台幼稚園」については、来年度の園児数は 17 人を予定しており、次年度以降も園児数の増加が見込めないことから、利用定員（案）のとおり、20 人で確認し、利用定員を定めたいと考えております。

以上で利用定員の設定についての説明となります。ご審議よろしく申し上げます。

【永田議長】

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【火物委員】

幼稚園の施設型給付についてです。前回の会議に出ていた、みなと幼稚園さんとみ

やじま幼稚園さんに続いてということになると思います。施設型給付が進む中で、市が認識して欲しい部分があり、職員さんの処遇改善分も金額が加味されていると思います。これらの金額は一回施設に入って、職員さんに給与という形で支給されると思っています。市において、これらの金額が職員給与に反映されているかの、実態把握はされていますか。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

職員の給料等の把握につきまして、個別の給料というところは、施設の監査等で把握していくこととなります。また、実績報告により確認することとなります。補足となりますが、国の方で給付、給料の関係については、公開していきなさいという方針、指導がありますので、適切な運営がなされていくことを期待しております。

【火物委員】

ありがとうございます。調査をしていくということですので、安心しました。商売柄、幼稚園教諭や保育士と接する機会があります。この制度がちゃんと個人へ反映されている、いくのかということが日頃気になっていたのもので、質問させてもらいました。

【村松委員】

今の話ですが、それぞれの園が求人を出しています。そのところで、初任給などで必ず書かれているので、それを確認することが良いかと思います。施設型給付を受けているものに対しては、処遇改善をしています。報告の際には、職員が全てわかる形での報告をしています。その報告によって、市も把握することが出来ると思っています。なので、給付された部分については、きっちりと反映されていると思います。そのため、今回のような施設型給付に移行したことにより、給与等など今まで以上に透明性がもたらされたと思っています。各園のホームページ等にもそのような情報が載っていますので、市民の方も確認出来るような状況になっているということをお伝えさせていただければと思っています。

【永田議長】

他にご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の議事、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」についてです。事務局説明をお願いします。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

資料2をご覧ください。乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない子どもが、家庭にいただけでは得られない様々な関わりや経験を通じて成長につなげていくというもので、保護者のために預かるのではなく、子どもの育ちを応援するための事業と言えます。

対象となる児童は、生後6か月から～3歳の誕生日前日までの子どもで、利用可能な時間数は、子ども一人あたり月10時間までとなっています。

この事業について、現在4施設から事業実施のための認可申請が提出されています。市が認可・確認を行うにあたっては、焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条により、子ども・子育て会議の意見を聴取することとされているため、皆様に意見をお諮りします。

それでは、申請のあった施設についてご説明します。

まず、私立幼稚園からの申請です。施設名は「焼津中央幼稚園」。施設詳細については記載のとおりです。事業類型は「一般型」で利用定員は5人。対象年齢は2歳児、利用可能日は火曜日と木曜日。利用時間は午前9時30分から午前11時30分まで。利用料金は1時間500円です。

小規模保育事業所からは3園の申請がありました。

まず、保育所きぼう東こがわ園、事業類型は余裕活用型、対象年齢は0歳から2歳児、利用可能日は火曜日と木曜日、利用時間は午前10時から午前12時まで。利用料金は1時間300円です。

次の保育所きぼう焼津こがわ園は系列園で、保育所きぼう東こがわ園と同条件となっています。

次に、Little Walkers 焼津中央、事業類型は余裕活用型、対象年齢は0歳から2歳児、利用可能日は火曜日と木曜日、利用時間は午前9時30分から午前11時30分まで。利用料金は1時間500円です。

各項目について補足説明します。

施設類型というのはその事業所の母体がどのような保育施設の形態であるかとなっています。

事業類型というのは、一般型または余裕活用型となっていて、余裕活用型は現在の施設の定員の空き枠を利用して実施する形態ですが、一般型は現施設の定員とは別に定員の枠を設けるもので、職員の配置が別途必要になります。

対象年齢・利用可能日・利用時間・利用料金は、施設が任意に設定することが可能となっています。

なお、大井川保育園につきましては、公立施設における事業実施のため認可を受けるといったものではありませんが、参考として添付しております。

以上が乳児等通園支援事業の実施予定事業所となっています。

ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

【永田議長】

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【火物委員】

国を挙げて行っている事業になるので、今回の5件だけでなく、もっと増えていけば良いと思う。そのような中で、法人の保育園や幼稚園では、すぐにやるというところが難しいのかなと思う。市立では、大井川保育園のみというのは、市全体のイン

パクトを考えたときに少ないのかなと思う。今後の拡充の予定や、市の展望や課題はどういったものになりますか。

【保育・幼稚園課 尾村係長】

利用の見込みや実績に基づいて、もっと必要なかそうでないのかと判断するというのはなかなか難しいところではある。園での定員数も関係している。市としても、定員数や職員配置等を考えると、現在一時預かりをやっている大井川保育園が良いということで、こちらでやらせていくことになりました。

他の園の保護者からの要求が多く上がってくるようであれば、第2段、第3段ということを考えていかなきゃいけないと思っています。

【火物委員】

懸念されるのは、0，1，2歳の乳児のケースにおいて、1人の保育士さんが見れる人数が少ない。拡充ということで進んでいったときに、人材確保の面で難しくなっていくのではと思いました。1児あたり、月10時間という制限があるので、そこまで負担にならないのかなとも思ったりもしますが、そうは言っても人材確保するのが難しいという点が気になっております。この会議に出ることで、自分なりに調べた結果、令和8年度保育士派遣業務というのもこのような事例の影響なのか、単純に人が足りないからなのかを教えていただければと思います。

【保育・幼稚園課 青島課長】

令和8年度で保育士派遣業務委託というものを計上しています。このような背景として、令和7年度中に産休・育休に入る保育士が6名おり、例年以上に増えました。そのような中で、産休・育休に入った人達の補充という意味で募集をかけました。市が募集をかけてもなかなか人が集まらないことから、派遣ということで募集をかけたということになります。

【火物委員】

今回の一時預かり対応のための募集でないことがわかりました。一般的な成り手不足だけではない人員不足があるのだなと実感しました。産休・育休は当然しっかり取っていただかないといけないと思います。しっかり取ることで、保育士の子育て体験という面からも保育能力の向上につながりますし、不足した保育士補充がきちんとなされているということがわかれば、預けている保護者や同じ職員の安心感にもつながると思います。

今回の誰でも通園制度においても、余裕型の施設もあります。保育士不足から余裕がなければ、受け入れが出来ないことにもなってしまいますので、派遣事業を行うなら、そういうところへの拡充も含めてやっていっても良いのかなとも思いました。

【村松委員】

今の話ですが、どうして認可保育所がこの制度に手を上げないのかと思われたかも

しれませんので、状況説明をさせていただければと思います。今市内の保育園は定員を超過して受け入れている状態です。そのため、職員も定員以上の人数を配置して行っています。そのような状況の中で、この話が出たときは、保育園としてもやらなくてはならないという気持ちは重々あります。そして、それは私たちの役目でもあると思っております。ただ、現実として定員を超過して受け入れをしている状況の中で、余裕活用型を利用しようとしても、余裕がありません。

本園の場合は一時預かりで別室を確保しております。そちらを利用すればとも思いますが、一時預かりも需要があるため、なかなか調整等が難しい状況です。ただ今後は誰でも通園の事業に手を挙げることがあるかと思っています。その時はそういった調整をしないと受け入れられないと思っています。

こども誰でも通園制度が本格的に始動する中で、令和8年度を迎えると思います。今までは、試行段階だったので、様子見をしながら、状況を把握していましたが、これからは私たちもいよいよということになって、手を挙げてくれた施設があったことには胸をなでおろしています。こどもまんなか社会ですので、そこをこの会議のなかで議論し、親の幸せは子の幸せになると思います。それは親目線の内容であって、子どもの幸せをしっかりと考えた会議にしていかなければならないかなと実感しております。

【永田議長】

余裕活用型だと受け入れやすいと思いますが、ただ、その背後には園の本音の部分というか、園の事情もあるのかなと思います。

【今村委員】

実際のところ、保育園協会の方は定員超過という状況ですが、私立幼稚園協会の方は定員割れという状況です。私立幼稚園協会の中でも、この誰でも通園制度はなるべく皆さんに参加していただくように勧めていた手前、私の園でもこの制度を始めるようにしました。その他の園についても、この制度に関して様子見をしている状況ですので、これから手を挙げてくれる園も出てくると思いますので、推測ですが、報告させていただきます。

【永田議長】

様子を見ている状況ということですね。ありがとうございます。他にはご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは、次の議事「焼津市立大井川西幼稚園預かり保育について」です。事務局説明をお願いします。

【保育・幼稚園課 尾村係長】

次に、議事（3）大井川西幼稚園預かり保育についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。現在、公立幼稚園では14時30分以降の預かり保育は実施していませんが、以前より保護者様から預かり保育の要望を受けていたため、大井川西幼稚園にて令和8年度より試験的に預かり保育を実施する予定であります。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）とあるのは預かり保育の類型を指し、通常の教育時間終了後に在園児を対象として預かり保育を実施する事業のことを言います。

試行運営の内容ですが、実施時間は通常保育の終了後、午後 2 時 30 分から午後 4 時まで、夏休みなどの長期休暇期間は午前 9 時から午後 4 時までとなっていて、預かり保育を利用できるのは、就労などの理由により保育を必要とする新 2 号認定を受けた方に限ります。

利用料金は 1 日あたり 450 円となっておりますが、新 2 号認定を受けた方は償還払いの対象となるため、保護者の実質的な負担は生じません。

以上、預かり保育の実施についての説明となります。

ご意見等ありましたらよろしくお願ひします。

【永田議長】

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【村松委員】

午後 4 時までというのは、保護者のニーズによるところでしょうか。市として、職員の勤務時間等を考慮した中で決定した設定になりますでしょうか。

【保育・幼稚園課 青島課長】

時間の設定については、園の保護者へのアンケートを実施しました。試行ということで、初めてやるケースになります。それで、今までなぜ出来なかったという、職員の加配という問題がありました。その中で加配なしの状況でこの事業をやるということで、園の体制や保護者のニーズを鑑みて設定させていただきました。今回は試行ということになりますので、園の体制や保護者様のニーズを吸い上げた形で、検討していきたいと思っております。

【村松委員】

ありがとうございました。加配なしということは、職員の皆様の勤務時間内に行うということかと思ひます。職員の勤務時間は何時から何時になりますか。

【保育・幼稚園課 青島課長】

8 時 30 分から 17 時 15 分までとなります。

【村松委員】

そうすると、園児は 16 時には帰るが、職員は 17 時 15 分までいるということで、事務処理時間も確保されているということですね。ありがとうございます。

【永田議長】

ありがとうございました。他に何かありますか。

【火物委員】

保育園が現状やっていることを、幼稚園がやろうとしているということかと思われました。私自身の子も保育園に入園し、長時間の保育をお願いしていた経緯があります。保育園の場合だと、遅番専門のスタッフがいたり体制づくりがされていました。幼稚園の場合はそうでもないのですが、4時までというラインなのかなど。ただ、幼稚園においても、加配なしでこのようなことをするのは、大変かと思うのですが、個人的には思っています。そうした時に、先ほど話が出た、保育士派遣業務委託の人を配置しても良いのかなと思ったりしました。簡単な話ではないかと思いますが、この事業において、委託の人を加配する可能性はありますでしょうか。また、今回は試行なので、現状の職員配置の中で対応していくということなのか、どちらでしょうか。

【保育・幼稚園課 青島課長】

大井川西幼稚園ということで、全ての職員が幼稚園教諭と保育士の免許を両方もっておりまして、教育と福祉の両方の対応が出来る状態となっております。今年は試行ということで、園の先生たちに協力をしていただきながら、加配なしで対応していきたいと思っております。実際に運用していくなかで、どのような問題が発生するのかということを検証していきたいと思っております。

【今村委員】

補足ですけども、私立幼稚園も朝の7時30分から、夕方の18時30分までお子様を預らせていただいております。後半や遅番の先生を配置して対応しています。皆さん、保育園の先生は大変だという意見がありますが、私立幼稚園の先生も同じように大変な思いをしているということを理解していただきたいと思い、発言させていただきました。

【火物委員】

もちろん、私立幼稚園の先生も大変だというのは十分理解しております。ぎりぎりの人数で対応しているということも聞いていますので。そういった状況下で、加配なしで始めるということが、ちょっと怖いという思いがあります。今公立幼稚園でもぎりぎりの人数でやっている中で、試験的にでもあえて現在の人員で対応していくところには不安がありますので、なにか問題があったら、すぐに対応出来るようにフォローをお願いしたいと思います。

【保育・幼稚園課 青島課長】

そのあたりの協議は、園の先生ともしております。当日の職員配置が不足するような事態があったりや、延長の人数が多い日は、市役所にも幼稚園教諭がいますので、応援に入ったりとか、他の園からの応援を考えています。また、年度途中での職員募集を考えている状況です。

【小林愛奈委員】

ずっと公立幼稚園PTAにて、一時保育の願いをしてきました。モデルケースということで、大井川西幼稚園でスタートしてくれることに対して、すごく感謝しております。

今回延長時間が、午後4時までということですが、公立幼稚園保護者と話し合いを行ってきた中で、保育園のような延長保育を求めている人はあまりいないです。3時までとかという感じで、ほんの少しの延長だけというのを希望しております。そういう要望を取り込んでくれて、このような時間になったと思います。より遅い時間までの預かりを希望する人は、保育園や私立幼稚園に預けると思います。公立幼稚園に預ける親としては、子どもと一緒にすごしたい理由で入園させているということ、他の園のPTA役員さんと話すより強く感じました。公立幼稚園に預けている親は、フルタイムで働いている人はあまりいないので、ちょっと働きたいなという人の預かり保育をして欲しいというニーズを訴えてきました。

また、先生の負担増を避けたい。子ども達をしっかりと見てもらうことが第一ですし、先生たちも家庭があつて、子育てをしている。負担が増えることで、通常の業務に影響を与えたくないということで、保護者と先生方の両方がWIN-WINの関係になれるような預かり保育をしてほしいなということで、このような時間を保育・幼稚園課にお伝えさせていただきました。このような形になり、事務局には感謝しております。

【火物委員】

これまでの経緯を聞くと、今の制度の成り立ちというものがすごく良くわかりました。今現状預かってもらっている保護者がそのような希望ということであれば、そして、先生方の負担を考えた中でのということであれば、今の形がベストなのではないかと思いにになりました。ありがとうございます。

【永田議長】

ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。議事「焼津市子ども・若者スマイルプラン（焼津市子ども計画）見直しの方針について」です。事務局説明をお願いします。

【子育て支援課 奥川主任主査】

子育て支援課の奥川です。焼津市子ども・若者スマイルプラン（焼津市子ども計画）見直しの方針について、説明させていただきます。資料の4-1をご覧ください。

基本方針における子ども・子育て支援の意義に関する事項についてです。子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要とされています。

そして、次に子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価についてです。

各年度において、施策の実施状況等について点検・評価し、計画に定めた量の見込み、確保の内容と対比して、実際の状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として計画の見直しを行うこととされています。

次に、地域子育て支援の強化についてです。現状として、急速な共働き・核家族化の進行により、従来の「家族による支え合い」が困難になり、保護者の精神的・身体的ストレスが増大しています。加えて、地域コミュニティの希薄化により孤独になりがちな育児環境となっている現状があります。

課題としまして、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域や社会全体で育児中の親子を支えるための「孤独・孤立対策」が必要となっています。

そのような中での、今後の方針について、身近な場所で支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、適切と考えられる見直しを行いたいというものになります。

以下の部分につきましては、保育・幼稚園課尾村より説明させていただきます。

【保育・幼稚園課 尾村係長】

続きまして、4. こども誰でも通園制度の実施に伴う計画への位置づけについてです。資料4-2をご覧ください。

こども誰でも通園制度の実施に当たりましては、こども計画に沿って実施する必要があるため、資料中央の表にあるとおり、現在の計画に量の見込と確保の内容を記載しています。しかし実施に当たっての改正案が示され、従来の手引きになかった、教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容を追記することが示されました。

これは、こども誰でも通園は満3歳まで児童を対象としていますが、満3歳になった後も、教育・保育体制を継続し、一体的な提供をできるように、計画上に示すものがあります。

そのため、子ども・子育て支援事業計画に必要事項を位置付ける計画の変更が必要となっていますが、本来計画を変更する必要があるところを、令和8年度においては、代用計画を策定し実施を開始することが認められているため、代用計画を策定するものです。代用計画の策定についても、子ども・子育て会議での意見を伺う必要があるため、今回の議事にあげさせていただいた次第になります。

代用計画の策定後は、今後子ども・子育て支援事業計画の変更を行う際に、代用計画の内容を反映させていくことになります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【永田議長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【火物委員】

こども誰でも通園制度が、現代の核家族化とかにより、孤立しがちな家族への支援という体制かと思います。これから、このご家庭はこのようなサービスを受けた方がいいのではということ促していくことはありますでしょうか。

【保育・幼稚園課 尾村係長】

こども誰でも通園制度というものは、子どものためでもあるが、保護者のためという部分もあると思います。子育て支援センターとかに行っているような親子だと、同世代の親子と触れ合っているのです、誰でも通園制度にスムーズに入っていけると思う。一方で、そうではない親子についても、国の理想にはなりますが、子育て支援センターには行けないが、誰でも通園を使って、保育の体験をして欲しいという思いがあります。

【子育て支援課 山梨課長】

子育て支援センターについて、乳幼児の親子に利用していただきたいと思っています。また、子育て支援センターには子育てコンシェルジュという相談員が常駐しております。来ていただいた方の、育児などの相談に乗っています。その相談内容から、この家庭は支援・サービスが必要だというようなケースがあった場合は、提案する等の体制を整えております。

【火物委員】

始まったばかりなので、今後の量の見込みが大切になってくると思いますので、1年毎それらの見込みがわかるような体制をとっていただければと思います。また、利用者にとって、良い制度になればよいかなと思っています。

【永田議長】

ありがとうございます。村松委員より、園の運営とは別に、このこども誰でも通園制度の意義をお話ししていただければと思います。

【村松委員】

こども誰でも通園制度というものは、一時預かりとは違い、子どものための制度になります。子どもが豊かに育っていくためには、いろいろな人とのふれあいが重要になってきます。その中でも特に0、1、2歳児において、保育所等に預けている子は除くと、家庭での子育てが中心となってきますので、孤立するような状況も生まれてきています。そのような中で、子ども達がいろいろな人と触れ合う、そのような力をつけていながら、その先の成長に寄与出来るようにするには、どうしたらよいかということで、子ども達を取り巻くすべての大人が、子ども達の成長発達に力を貸していく世の中にしていきましょうねというものが子ども家庭庁から出されています。そういうことで、家庭で育つ子も違う世代や同年代のいろいろな人たちと過ごすことで、世界や社会を広げていくのが良いのではないかという意味でのこども誰でも通園制度になってきます。

この制度が示されたときに、他県で試行的に実施した自治体では、登録したいという親が100人ほど行列をなしたということがありました。もしかしたら、そのような親の中には、預けられるからよかったという感覚をお持ちだったかもしれません。そういう意味では無くて、子どものための制度だよということを、国を挙げて説明をし、これから実施するということになった経緯かと思っています。

先行して実施された園の園長とお話しさせていただく機会があるのですが、やってよかったという声を聞きました。もちろん、誰でも通園を利用している子たちにとっても良かったですし、保育園に入所している子たちにとっても、いろんな子達とふれあう機会が増えて、成長を実感出来ているという話を聞いております。

【永田議長】

ありがとうございます。まさにそうですね。誰でも通園と一時預かりの違いは、ここで、子どものためというところですね。じゃあ、誰でも通園だけで良いのかというと、その後の移行施設があること。これがすごく大事なところで、文科省が考えたものになるので、一時預かりの福祉的な考えとは違ったものになります。

他にはいかがでしょうか。無いようですので、事務局には、皆様からいただいたご意見を参考にさせていただきますようお願い致します。

それでは、本日の議事は以上でございます。委員の皆様、会議の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。